

税と他の公金を一体的に徴収する組織の状況

	組織の状況 ※						取扱っているもの							
	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	組織名	人数	国保税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上水道料金	下水道料金	学校給食費	公営住宅家賃	その他
1 千葉市			○				○	○	○		○			保育料
2 銚子市		○			債権管理室	11	○	○	○		○			保育料、下水道受益者負担金
3 市川市				○										
4 船橋市	○				債権管理課	45	○	○	○		○	○	○	公立保育所使用料・児童育成料・学校給食費・奨学金返還金等
5 館山市			○					○	○					
6 木更津市			○					○	○		○		○	
7 松戸市	○				移管債権回収班	5	○	○	○		○			保育料
8 野田市			○				○	○	○					
9 茂原市				○										
10 成田市		○			債権回収対策室	5		○	○		○	○		下水道受益者負担金、保育料、その他非強制徴収債権と私債権の一部
11 佐倉市	○				債権管理課	21		○	○					保育料
12 東金市		○			滞納整理係	8		○	○					
13 旭市				○										
14 習志野市	○				債権管理課	7	○	○	○			○	○	市の保有するすべての金銭債権(放課後児童育成料、保育所保育料等)
15 柏市	○				債権管理課	6	○	○	○			○	○	保育料、生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当返還金、こどもルーム保育料、介護給付費・訓練等給付費等返還金、被保険者返納金
16 勝浦市			○					○	○					
17 市原市	○				債権管理課	27	○	○	○					保育料、下水道受益者負担金
18 流山市		○			債権回収対策室	4	○	○	○					保育園保育料
19 八千代市		○			債権管理室	4	○	○	○					
20 我孫子市		○			債権回収室	3		○	○		○			国民健康保険税・保育園保育料・下水道受益者負担金・土地区画整理事業清算金・生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金
21 鴨川市				○										
22 鎌ヶ谷市				○										
23 君津市			○					○	○					保育料
24 富津市			○					○	○					
25 浦安市				○										
26 四街道市		○			債権回収室	3		○	○					国民健康保険税、保育料
27 袖ヶ浦市				○										
28 八街市				○										
29 印西市		○			債権回収対策室	7		○	○					国民健康保険税・保育園保育料
30 白井市			○					○	○		○			保育料
31 富里市				○			○							
32 南房総市			○											
33 匝瑳市			○					○	○					
34 香取市		○			債権整理班	3		○	○		○	○	○	保育料・行政代執行費用
35 山武市				○										
36 いすみ市			○					○	○					
37 大網白里市			○					○	○					生活保護返還、保育料
38 酒々井町				○										
39 栄町			○					○	○					
40 神崎町				○										
41 多古町			○					○	○					
42 東庄町			○					○	○					
43 九十九里町				○										
44 芝山町				○										
45 横芝光町				○										
46 宮町				○										
47 睦沢町				○										
48 長生村				○										
49 白子町				○										
50 長柄町				○										
51 長南町				○										
52 大多喜町				○										
53 御宿町				○										
54 鋸南町			○				○	○	○					
市計	6	9	12	10		159								
町村計	0	0	4	13		0								
県計	6	9	16	23		159								

※「組織の状況」区分

- (ア) 債権回収を一元的に行う課を設置している。
- (イ) 債権回収を一元的に行う課は設置していないが、室・班・係を設置している。
- (ウ) 収税担当課において、税以外の徴収を行っている。
- (エ) 他の公金との一体的な徴収は行っていない。

※この表で国保税は、他の公金としていない。

※南房総市は、合併前の団体が賦課した国保税の滞納繰越分を取り扱っている。